

劍淵町地域防災計画

資 料 編

【令和7年度改訂版】

令和8年3月改訂

劍淵町防災会議

目 次

(章番号は本編【基本編】に該当)

関係機関等の連絡先	1
1. 剣淵町	1
2. 北海道	1
3. 自衛隊	1
4. 指定地方行政機関	2
5. 指定公共機関	2
6. 指定地方公共機関	2
7. その他の公共的団体	3
8. 近隣市町	3
条例及び協定等一覧	4
条例	4
協定	4
図表等	6
第4章一別表1 重要水防箇所	6
第4章一別表2 土砂災害警戒区域	6
第4章一別表3 危険物取扱所及び貯蔵所	7
第4章一別表4 重要水防施設(樋門、樋管)	7
第4章一別表5 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧	10
第4章一別表6 消防組織	10
第4章一別表7 消防施設整備状況	11
第4章一別表8 要配慮者利用施設一覧	12
第5章一別表1 被害状況の判定基準	13
第5章一別表2 指定緊急避難場所及び指定避難所	19
第5章一別表3 ヘリコプター発着可能地	20
第5章一別表4 車両確保の現況	20
第5章一別表5 A E D (自動体外式除動機)の設置箇所	21
第5章一別図1 緊急輸送道路ネットワーク計画図	22
第9章一別表1 災害応急金融計画	23
様式	37
第3章一様式1 気象通報受理簿	37
第5章一様式1 被害状況報告	38
第5章一様式2 公用令書等(別表 第1号様式~第6号様式)	40
第5章一様式3 避難所収容台帳	43
第5章一様式4 避難所設置及び収容状況集計表	43
第5章一様式5 規制の標識等	44
第5章一様式6 緊急通行車両確認証明書	45
第5章一様式7 世帯構成員別被害状況	45
第5章一様式8 物資購入(配分)計画表	46
第5章一様式9 物資受払簿	46
第5章一様式10 物資給与及び受領簿	47
第5章一様式11 物資の給与状況	47
第5章一様式12 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	48
第5章一様式13 救急患者の緊急搬送情報伝達票	49
第5章一様式14 自衛隊の災害派遣要請	50
第5章一様式15 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請	51

関係機関等の連絡先

1. 剣淵町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
剣淵町役場（総務課）	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-26-9021
剣淵町健康福祉総合センター	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-3955
士別地方消防事務組合消防署剣淵支署 剣淵町消防団	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2132
国民健康保険剣淵町立診療所	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-2030
剣淵町農業振興センター	剣淵町仲町 3 番 8 号	0165-34-3311
剣淵町教育委員会	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-26-9025
剣淵町絵本の館	剣淵町緑町 15 番 3 号	0165-34-2624
剣淵町保育所	剣淵町西町 4 番 1 号	0165-34-2644
剣淵小学校	剣淵町西町 23 番 1 号	0165-34-2116
剣淵中学校	剣淵町西町 20 番 1 号	0165-34-2211
北海道剣淵高等学校	剣淵町仲町 22 番 1 号	0165-34-2549
剣淵温泉「レークサイド桜岡」	剣淵町東町 5141 番地	0165-34-3100

2. 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道総務部危機対策局危機対策課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5007
上川総合振興局地域創生部危機対策室	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号	0166-46-5918
上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所	士別市西 4 条北 1 丁目	01652-3-2191
上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室	名寄市東 5 条南 3 丁目 63 番地 38	01654-3-3121
上川総合振興局上川農業改良普及センター 士別支所	士別市東 9 条 6 丁目	0165-23-1181
上川総合振興局北部森林室	美深町字東 2 条南 4 丁目	01656-2-1726
北海道警察旭川方面本部	旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地 6	0166-35-0110
北海道警察旭川方面士別警察署	士別市東 5 条 5 丁目 1 番地	0165-23-0110
北海道警察旭川方面士別警察署剣淵駐在所	剣淵町仲町 7 番 11 号	0165-34-2131

3. 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 2 師団（司令部）	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

4. 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前1条3丁目3番15号	0165-30-9300
北海道開発局 旭川開発建設部	防災課	旭川市宮前1条3丁目3番15号
	士別道路事務所	士別市大通西15丁目3142番地31号
	名寄河川事務所	名寄市西6条南9丁目
北海道森林管理局上川北部森林管理署	下川町緑町21番地4	01655-4-2551
旭川地方気象台（気象情報）	旭川市宮前1条3丁目3番15号	0166-32-6368

5. 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社剣淵郵便局	剣淵町仲町8番4号	0165-34-2033
東日本電信電話株式会社北海道事業部 （北海道北支店）	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410
株式会社NTTドコモ北海道支社（災害対策室）	札幌市中央区北1条西4丁目6番地	011-242-1961
KDDI株式会社（北海道支社管理部）	札幌市中央区北3条西4丁目1-1	011-223-2826
ソフトバンク株式会社（人事総務統括）	札幌市中央区大通西4丁目6番地1	011-272-2388
北海道旅客鉄道株式会社（士別駅）	士別市西3条8丁目	0165-23-2736
北海道電力ネットワーク株式会社 名寄ネットワークセンター	名寄市西3条南4丁目14番地	01654-3-2131
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北1条西5丁目	011-231-7126
日本放送協会旭川放送局	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000
日本通運株式会社旭川支店	旭川市宮下通12丁目1173番地	0166-23-5115

6. 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局	旭川市宮下1条通8丁目542-4	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局	旭川市東旭川北2条6丁目1番2号	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社	旭川市1条通9丁目50番地3	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社	旭川市4条通9丁目1703-75	0166-26-2010
上川北部医師会	名寄市西5条北2丁目医師会附属准看護学院内	01654-2-5311
旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1-52 旭川歯科医師会館内	0166-22-2361
てしおがわ土地改良区	士別市東山町3440番地29	0165-29-7177
一般社団法人北海道LPガス協会上川支部	旭川市永山3条18丁目1-11	0166-46-3220
一般社団法人北海道旭川建設業協会	旭川市5条通5丁目左10号	0166-22-5144
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北2条西7丁目1番地	011-241-3976

7. その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北ひびき農業協同組合剣淵基幹支所	剣淵町仲町 36 番 5 号	0165-34-2011
北海道農業共済組合道央上川センター 上川北支所／士別家畜診療所	士別市東山町 3343-2	0165-23-4161
士別地区森林組合	士別市東丘 1 丁目 3 番 12 号	0165-23-5128
剣淵商工会	剣淵町緑町 7 番 1 号	0165-34-2648
社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-3922

8. 近隣市町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
士別市役所（総務課行政係）	士別市東 6 条 4 丁目 1 番地	0165-26-7784
和寒町役場（総務課情報防災安全係）	和寒町西町 120 番地	0165-32-2421

条例及び協定等一覧

条例

条例	制定	改正
剣淵町防災会議条例	昭和 37 年 12 月 4 日	平成 25 年 3 月 8 日
剣淵町災害対策本部条例	昭和 37 年 12 月 4 日	平成 25 年 3 月 8 日

協定

協定	相手方	締結
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、及び北海道市長会、北海道町村会	平成 20 年 6 月 10 日
北海道広域消防相互応援協定	北海道内の市、町及び消防の一部事務組合	平成 3 年 4 月 1 日
災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会	平成 19 年 8 月 1 日
北海道消防防災ヘリコプター応援協定		
剣淵町とグループホーム葉との災害時における救援支援に関する協定	特定非営利活動法人鷹の巣	平成 23 年 9 月 1 日
災害発生時における剣淵町と剣淵町内郵便局及び名寄郵便局の協力に関する協定	剣淵町内郵便局（剣淵郵便局、西原郵便局）、名寄郵便局	平成 26 年 3 月 18 日
災害等の発生時における剣淵町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	平成 22 年 7 月 22 日
災害時における応急対策業務に関する協定	上川地方建設業協会連絡協議会	平成 27 年 10 月 30 日
災害時における剣淵町と剣淵町建設業協会の協力体制に関する協定書	剣淵町建設業協会	平成 23 年 4 月 1 日
災害時における燃料供給等に関する協定書	上川北部石油業協同組合 剣淵支部	平成 27 年 10 月 8 日
災害時における燃料供給等に関する協定書	北ひびき農業協同組合	平成 27 年 10 月 8 日
災害時における剣淵町所管施設等の災害応急対策業務に関する協定	佐藤建設管理株式会社	平成 23 年 4 月 20 日
緊急時飲料提供ベンダー設置契約書	サントリーフーズ株式会社 北海道支社	平成 21 年 5 月 26 日
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成 21 年 6 月 25 日
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社共成レンテム 士別営業所	平成 29 年 8 月 22 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年 8 月 1 日
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	令和 2 年 8 月 19 日

大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力ネットワーク株式会社 名寄ネットワークセンター	令和3年12月22日
大規模災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	令和4年7月13日
地域活性化包括連携協定	佐川急便株式会社	令和6年3月26日
災害時相互応援協定	香川県さぬき市	令和6年7月29日
「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業の協定書	公益財団法人 B&G 財団	令和7年4月17日

図表等

第4章一別表1 重要水防箇所

(令和8年3月現在)

①天塩川水系剣淵川（知事管理区間）

番号	右左岸	起点位置			終点位置			重要水防区域延長(km)	重要度	築堤有無
		地区名	位置名称	距離標(km)	地区名	位置名称	距離標(km)			
1	左岸	八線	(町)八線橋	11.34	元町	(町)剣淵橋	13.64	2.30	A	有
2	左岸	元町	(町)剣淵橋	13.64	二区	(町)剣静橋	15.61	1.97	B	有
3	左岸	二区	(町)剣静橋	15.61	北原	パンケペオッペ川との合流点	16.54	0.93	B	有
4	右岸	八線	(町)八線橋	11.34	元町	(町)剣淵橋	13.64	2.30	A	有
5	右岸	十区	(町)剣静橋	15.61	十区	パンケペオッペ川との合流点	16.54	0.93	B	有

②天塩川水系犬牛別川（知事管理区間）

番号	右左岸	起点位置			終点位置			重要水防区域延長(km)	重要度	築堤有無
		地区名	位置名称	距離標(km)	地区名	位置名称	距離標(km)			
1	左岸	西原町	イバノマップ川との合流点	3.92	西原町	(市)池田橋	4.73	0.81	B	有
2	右岸	十四区	(道)難波田橋	3.05	八区	(市)池田橋	4.73	1.68	B	有
3	右岸	八区	(市)池田橋	4.73	西原	(市)一号橋	6.61	1.88	A	有

出典：北海道建設部建設政策局維持管理防災課

※重要度 A：水防上最も重要な区間
B：水防上重要な区間
C：要注意区間

第4章一別表2 土砂災害警戒区域

(令和8年3月現在)

番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
1	土石流	剣淵町東町	刈分川左1の沢川	II-42-0330	令和2年8月25日	○	-
2	土石流	剣淵町西原町	十四線川	II-42-0440	令和2年8月25日	○	-
3	土石流	剣淵町藤本町	東九線川	II-42-0320	令和2年8月25日	○	-
4	土石流	剣淵町藤本町	東十線川	I-42-0310	令和2年8月25日	○	-

第4章－別表3 危険物取扱所及び貯蔵所

(令和8年3月現在)

事業所名	所在地	電話番号	種類	数量
北ひびき農業協同組合剣淵 機関支所給油所	剣淵町仲町8番9号	34-2451	第1石油類 第2石油類	30,000ℓ 30,000ℓ
有限会社ウシロ・サービス	剣淵町元町15番3号	34-2703	第1石油類 第2石油類	10,000ℓ 20,000ℓ
菜原プロパン店	剣淵町仲町6番4号	34-2623	LPガス	50kg×3本 20kg×1本 8kg×6本

第4章－別表4 重要水防施設（樋門、樋管）

(令和8年3月現在)

番号	河川名	岸	樋門・樋管名	住所
1	剣淵川	右	刈分第3号樋管	剣淵町東町
2	剣淵川	右	刈分地区第2号排水樋函	剣淵町東町
3	剣淵川	左	剣淵川九線排水樋門	剣淵町藤本町
4	剣淵川	左	斉藤排水樋門	剣淵町藤本町
5	剣淵川	左	桜井排水樋門	剣淵町藤本町
6	剣淵川	左	佐藤排水樋門	剣淵町元町
7	剣淵川	左	5線排水樋門	剣淵町元町
8	剣淵川	左	小林樋門	剣淵町東町
9	剣淵川	左	杉山排水樋門	剣淵町元町
10	剣淵川	左	剣淵川斉藤排水樋門	剣淵町元町
11	剣淵川	右	刈分排水樋門	剣淵町東町
12	剣淵川	右	剣淵川剣淵橋上流樋門	剣淵町東町
13	剣淵川	右	東剣淵第2号樋管	剣淵町東町
14	剣淵川	右	泊排水樋門	剣淵町東町
15	剣淵川	右	東3線排水樋門	剣淵町東町
16	剣淵川	左	生出排水樋門	剣淵町元町
17	剣淵川	左	南剣淵第一排水樋管	剣淵町屯田町
18	剣淵川	左	山田排水樋門	剣淵町屯田町
19	剣淵川	右	満月排水樋門	剣淵町東町
20	剣淵川	右	佐藤排水樋門	剣淵町東町
21	剣淵川	右	今野排水樋門	剣淵町東町

番号	河川名	岸	樋門・樋管名	住 所
22	劍淵川	右	高井樋門	劍淵町藤本町
23	パンケペオツペ川	右	第2号樋門	劍淵町屯田町
24	パンケペオツペ川	右	木村排水樋門	劍淵町西岡町
25	パンケペオツペ川	右	吉田排水樋門	劍淵町屯田町
26	パンケペオツペ川	左	秋庭排水樋門	劍淵町屯田町
27	パンケペオツペ川	右	吉田上流排水樋管	劍淵町屯田町
28	パンケペオツペ川	左	南劍淵第2排水樋管	劍淵町屯田町
29	パンケペオツペ川	右	池田第1排水樋門	劍淵町南桜町
30	パンケペオツペ川	右	パンケペオツペ安田排水樋門	劍淵町南桜町
31	パンケペオツペ川	右	第6号排水樋門	劍淵町屯田町
32	パンケペオツペ川	右	池田第2排水樋函	劍淵町南桜町
33	パンケペオツペ川	左	第三号排水樋門	劍淵町屯田町
34	パンケペオツペ川	右	吉田橋上流右岸排水樋管	劍淵町屯田町
35	パンケペオツペ川	右	北海橋下流排水樋門	劍淵町屯田町
36	犬牛別川	右	野口排水樋管	劍淵町藤本町
37	犬牛別川	右	池田排水樋管	劍淵町西原町
38	犬牛別川	左	菜原排水樋管	劍淵町西原町
39	犬牛別川	左	山田排水樋管	劍淵町西原町
40	犬牛別川	左	第三号排水樋管	劍淵町西原町
41	犬牛別川	左	九区一号排水樋管	劍淵町西原町
42	犬牛別川	右	中下2号排水樋門	劍淵町藤本町
43	犬牛別川	右	池田排水樋門	劍淵町藤本町
44	犬牛別川	右	池田排水樋管	劍淵町西原町
45	犬牛別川	右	11線川排水樋門	劍淵町西原町
46	犬牛別川	左	高橋排水樋管	劍淵町西原町
47	犬牛別川	右	佐藤樋門	劍淵町藤本町
48	犬牛別川	左	清水排水樋門	劍淵町西原町
49	犬牛別川	左	後藤排水樋門	劍淵町西原町
50	犬牛別川	右	尾崎排水樋門	劍淵町西原町
51	犬牛別川	右	西原一号排水樋門	劍淵町西原町
52	犬牛別川	右	西原二号排水樋門	劍淵町西原町

番号	河川名	岸	樋門・樋管名	住 所
53	犬牛別川	左	国井樋門	劍淵町西原町
54	犬牛別川	左	佐々木樋門	劍淵町西原町
55	音無川	左	村岡排水樋門	劍淵町東町
56	音無川	右	音無川右岸排水樋函	劍淵町元町
57	六線川	右	海上排水樋門	劍淵町東町
58	六線川	右	右一号排水樋門	劍淵町東町
59	イパノマップ川	右	高橋排水樋管	劍淵町西原町
60	ペンケペオッペ川	左	菅井排水樋門	劍淵町南桜町
61	ペンケペオッペ川	左	池田樋門	劍淵町南桜町
62	小沢川	右	小沢川第一号右岸排水樋管	劍淵町西岡町
63	小沢川	左	小沢川第二号左岸排水樋管	劍淵町西岡町
64	小沢川	左	小沢川第三号左岸排水樋管	劍淵町西岡町
65	小沢川	右	小沢川第四号右岸排水樋管	劍淵町西岡町
66	小沢川	左	小沢川第八号左岸排水樋管	劍淵町西岡町
67	小沢川	右	小沢川第五号右岸排水樋管	劍淵町西岡町
68	小沢川	左	小沢川第六号左岸排水樋管	劍淵町西岡町
69	小沢川	右	小沢川第七号右岸排水樋管	劍淵町西岡町

第4章―別表5 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧

1 水防用資機材の備蓄状況

(令和8年3月現在)

品名	土のう用袋	スコップ	ツルハシ	掛矢	灯光器
数量	700	54	2	4	5

2 給水資機材の保有状況

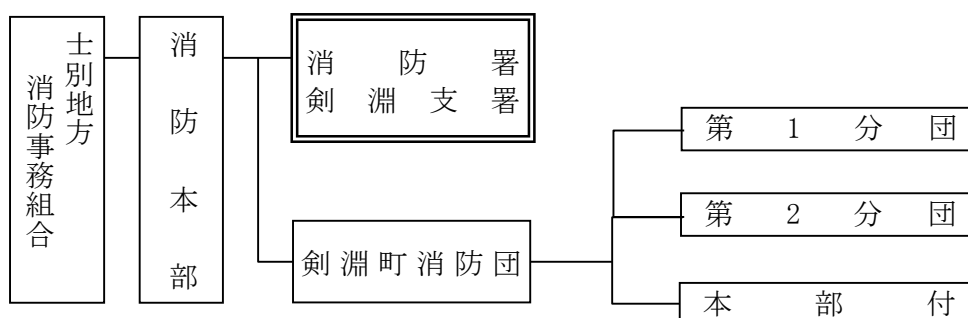
(令和8年3月現在)

資機材名	数量	能力	保管場所
給水タンク	3	19t※	士別地方消防事務組合剣淵支署
ポリタンク	26	18ℓ	防災物品庫

※剣淵水槽：10t、剣淵タンク1：6t(飲料不可)、剣淵タンク2：3t(飲料不可)

第4章―別表6 消防組織

1) 士別地方消防事務組合



2) 消防職員配置 (条例定数9人)

(令和7年4月現在)

階級別	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
剣淵支署	1	1	1	2	3	8

3) 消防団員配置 (条例定数45人)

(令和7年4月現在)

階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
計	1	1	2	2	2	5	26	39

第4章一別表7 消防施設整備状況

1) 車輛

(令和7年4月現在)

種 類	台 数
水槽付消防ポンプ自動車	2台
小型動力ポンプ積載車	1台
指令車	1台
小型動力ポンプ付水槽車	1台

2) 消防水利施設

(令和7年4月現在)

地 区	防火水槽	消火栓	地 区	防火水槽	消火栓
西 町	6	4	屯 田 町	1	
緑 町	3	4	旭 町		1
仲 町	7	8	西 岡 町		3
元 町	4	8	西 原 町	2	
			東 町	1	

3) 資機材

(令和6年12月末現在)

区分	種 類	数量	区分	種 類	数量
救助器具	救命胴衣	8	救助器具	ペダルカッター	1
	PFJ(浮力7kg以上のライフジャケット)	5		消防ホース 町野 50mm	72
	スローバック	3			消防ホース 町野 60mm
消防用器具	耐電手袋	4	消火器具	背負式消火器具	7
	耐電長靴	2		組立水槽 2,500ℓ	1
	空気呼吸器	9		小型動力ポンプ	2
	空気ポンベ	18		泡ノズル	1
	エアーマイティ	1	照明器具	発電機(移動)投光器	13
	チェンソー	2		分岐管	2
	エンジンカッター	2	消火器具	梯子(2連)	3
	ロープ 100m	1		梯子(3連)	2
	ロープ 50m	1		水損防止シート	1
	救助用バスケット	1		熱画像直視装置	2
	平担架	1	消火薬剤	泡原液(合成界面活性剤)	234
	携帯用コンクリート破壊器具	1	油処理剤	油吸着マット	155枚
	電動油圧救助器具(カッター)	1		油処理剤(オイルゲータ)	40ℓ
	電動油圧救助器具(スプレッター)	1		油処理剤(アースクリーン)	40ℓ
	電動油圧救助器具(ラムシリンダー)	1	その他	エアーコンプレッサー(80ℓ型)	1
	大型油圧救助器具(カッター)	1		プローブ(ゾンデ棒)	10
	大型油圧救助器具(スプレッター)	1		スノーボード	1
大型油圧救助器具(ラムサポート)	1	可燃性ガス測定機		1	

第4章—別表8 要配慮者利用施設一覧

(災害種別 … 浸水想定区域、災害警戒区域内に位置する施設を○で示す。)

洪水…洪水浸水想定区域内 (根拠法：水防法)

土砂…土砂災害警戒区域内 (根拠法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

(令和8年3月現在)

番号	地区	施設				災害種別	
		区分	名称	所在地	電話 (FAX)	洪水	土砂
1	西町	保育所	剣淵町保育所	剣淵町西町4番1号	34-2644 (34-2716)		
2	西町	学童保育所	みどりがくどう つちのこ館	剣淵町西町23番2号	34-2333 (34-2333)		
3	仲町	グループホーム	グループホーム栞	剣淵町仲町23番2号	34-9111 (34-9112)		
4	元町	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 剣淵ひらなみ荘	剣淵町元町4番1号	34-2965 (34-2952)	○	
5	元町	老人ホーム	ゆうづきの家	剣淵町元町9番2号	26-9326	○	
6	西原町	障害者支援施設	剣淵西原学園	剣淵町西原町3084番地	34-2165 (34-3553)		
7	西原町	障害者支援施設	剣淵北の杜舎	剣淵町西原町2639番地	34-2466 (34-3733)		

第5章—別表1 被害状況の判定基準

(北海道の災害情報等報告取扱要領 別表3)

被害区分		判断基準
①人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>なお、死者の計上場所については、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災市町村で計上</p> <p>(2) 被災地が不明かつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、下記(4)の場合を除く。） 死体発見場所で計上</p> <p>(3) 被災地も死体発見場所も不明な場合 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上</p> <p>(4) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認めれる市町村で計上</p>
	災害関連死	<p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。</p> <p>なお、行方不明者の計上場所については、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災地で計上</p> <p>(2) 被災地が不明な場合 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場合。以下同じ。）で計上</p> <p>(3) 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害発生場所と関係のない場所であった場合 勤務地、出張先若しくは旅行先等を勘案し、適当と認められる市町村</p>
	重傷者	<p>当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</p> <p>(1) 負傷者の取扱いについて 原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。</p> <p>ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの</p>
	軽傷者	<p>当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判断基準
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土木被害	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判断基準
⑦ 林業被害	林地	<p>新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	治山施設	<p>既設の治山施設等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	林道	<p>林業経営基盤整備の施設道路をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	林産物	<p>素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	その他	<p>苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。</p>
⑧ 衛生被害	水道	<p>水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	病院	<p>病院、診療所、助産所等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	清掃施設	<p>ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	火葬場	<p>火葬場をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑨ 商工被害	商業	<p>商品、原材料等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	工業	<p>工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。</p>
⑩公立学校施設被害		<p>公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑪社会教育施設被害		<p>図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑫社会福祉施設等被害		<p>老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑬ その他	鉄道不通	<p>汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。</p>
	鉄道施設	<p>線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	被害船舶 (漁船除く)	<p>ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	空港	<p>空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	
り災世帯数 (世帯)	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者数(人)	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火による場合のみ報告する。	

第5章―別表2 指定緊急避難場所及び指定避難所

(令和8年3月現在)

施設・場所	所在地	電話番号	指定緊急避難場所 (対象とする異常な現象の種類)				指定 避難所
			洪水・ 内水氾濫	崖崩れ・ 土石流・ 地滑り	地震	大規模な 火災	
剣淵町民センター	仲町 37 番 1 号	34-2121	○		○	○	○
剣淵小学校	西町 23 番 1 号	34-2116	○		○	○	
剣淵中学校	西町 20 番 1 号	34-2211	○		○	○	
剣淵高等学校	仲町 22 番 1 号	34-2549	○		○	○	
B & G 海洋センター体育館	仲町 21 番 1 号	34-2246	○		○	○	
剣淵町健康福祉総合センター	仲町 28 番 1 号	34-3955	○		○	○	○ (福祉)
元町自治会館	元町 6 番 11 号		○			○	
南桜町自治会館	南桜町 506 番地		○			○	
旧第 5 区公民館	南桜町 1496 番地		○			○	
西岡町自治会館	西岡町 1201 番地		○			○	
西原地区農業研修館	西原町 3083 番地		○	○		○	
西原東地区集会所 (旧第 9 区公民館)	西原町 721 番地		○			○	
東地区農業研修館	東町 2411 番地 1		○	○		○	
東町南地区会館	東町 1132 番地		○	○		○	
藤本町自治会館	藤本町 1575 番地		○	○		○	
剣淵小学校グラウンド	西町 23 番 1 号				○	○	
剣淵中学校グラウンド	西町 20 番 2 号				○	○	
剣淵高等学校グラウンド	仲町 22 番 2 号				○	○	
剣淵町平波球場	元町 254 番地				○	○	
西原学園グラウンド	西原町 3083 番地				○	○	
道の駅絵本の里けんぶち	東町 2420 番地	34-3811	○	○	○	○	
東地区農業研修館緑地公園	東町 2411 番地 1				○	○	
桜岡公園キャンプ場	東町 5123 番地				○	○	

第5章－別表3 ヘリコプター発着可能地

(令和8年3月現在)

管内	小学校区	場	所	住	所	緯	度	経	度
上川	剣淵町	剣淵役場駐車場		剣淵町仲町 37 番 1 号		北緯	44 度 5 分 47 秒	東経	142 度 21 分 40 秒
上川	剣淵町	レクリエーション 桜岡駐車場		剣淵町東町 5141 番地		北緯	44 度 5 分 48 秒	東経	142 度 25 分 22 秒
上川	剣淵町	道の駅横多目的運動広場		剣淵町東町 2411 番地 1 号		北緯	44 度 5 分 11 秒	東経	142 度 21 分 48 秒
上川	剣淵町	剣淵平波球場		剣淵町元町 254 番地		北緯	44 度 5 分 50 秒	東経	142 度 22 分 4 秒
上川	剣淵町	桜岡公園多目的運動広場		剣淵町東町 5245 番地		北緯	44 度 5 分 37 秒	東経	142 度 25 分 32 秒

第5章－別表4 車両確保の現況

1 町有車両の現況

(令和8年3月現在)

車	種	台数(台)	所属(管理)課	
			所属(管理)課	台数(台)
乗用車		8	総務課	4
			健康福祉課	1
			建設課	1
			町づくり観光課	2
軽自動車		4	総務課	2
			健康福祉課	2
バス		5	総務課	5
貨物自動車		3	教育課	3
小型貨物車		6	総務課	1
			住民課	1
			建設課	1
			町づくり観光課	2
			農林課	1
軽トラック		4	総務課	1
			教育課	2
			町づくり観光課	1
ワゴン車		5	総務課	1
			教育課	2
			健康福祉課	1
			診療所	1

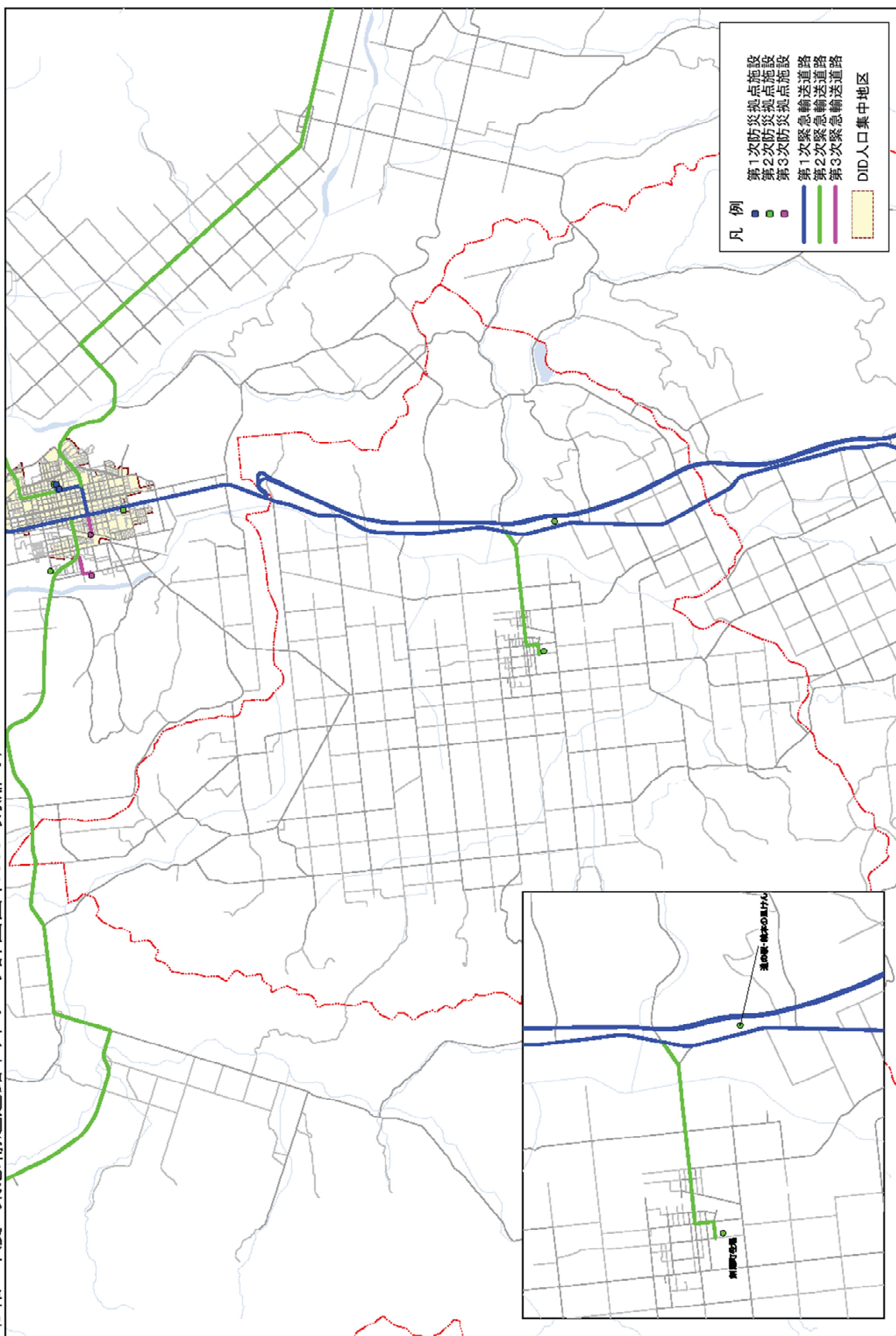
第5章－別表5 AED（自動体外式除動機）の設置箇所

(令和8年3月現在)

設 置 施 設	設 置 箇 所	住 所	電 話 番 号
町民センター	1階ロビー	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-26-9021
士別地方消防事務組合剣淵支署	団員室内	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2132
士別地方消防事務組合剣淵支署（貸出用）	事務所前	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2132
健康福祉総合センター	ロビー	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-3955
剣淵小学校	職員室内	剣淵町西町 23 番 1 号	0165-34-2116
剣淵中学校	職員室内	剣淵町西町 20 番 1 号	0165-34-2211
剣淵高等学校	職員室内	剣淵町仲町 22 番 1 号	0165-34-2549
絵本の館	ロビー	剣淵町緑町 15 番 3 号	0165-34-2624
B & G海洋センター	ロビー	剣淵町仲町 21 番 1 号	0165-34-2675
武道館	ロビー	剣淵町仲町 16 番 1 号	0165-34-2818
屋内ゲートボール場	ロビー	剣淵町仲町 21 番 1 号	0165-34-2675
道の駅	地場産品コーナー前	剣淵町東町 2420 番地	0165-34-3811
レークサイド桜岡	ロビー	剣淵町東町 5141 番地	0165-34-3100
剣淵町保育所	ロビー	剣淵町西町 4 番 1 号	0165-34-2644
学童保育所	事務室	剣淵町西町 23 番 2 号	0165-34-2333

第5章－別図1 緊急輸送道路ネットワーク計画図

令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(4656: 剣淵町)



第9章－別表1 災害応急金融計画

(令和6年度)

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子(連帯保証人を立てない場合:年1.5%)
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内(生活支援費と併せて貸し付けの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内(ただし、用途目的に応じ別表を参照)	6か月以内	20年以内(ただし、用途目的に応じ別表を参照)	無利子(連帯保証人を立てない場合:年1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付けする費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6か月以内	20年以内(貸付額による期間の目安あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内						
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内				
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据置期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。							

融資の 名称	内容・資格・条件等			
生活福祉資金	(福祉資金福祉費別表)			
	使途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等							
	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等）	一般）月額 68,000 特別）一括 816,000（12月分相当） 運転免許 460,000	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	一般）月額 68,000 運転免許 460,000 （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当額を加算	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	（一般）100,000 （特別）330,000		1年	6年以内	親に係る貸付の場合保証人有：無利子 保証人無：年1.0% 児童に係る貸付の場合修学資金と同じ
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 （特別） 480,000 【介護】 500,000		医療介護を受ける期間満了から6か月	5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	生活資金	母子家庭の母	知識技能を習得している間の生活資金	月額 141,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
	父子家庭の父	医療若しくは介護を受けている間の生活資金	月額 105,000	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療若しくは介護終了後6か月	5年以内		
	寡婦	母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活資金	月額 141,000 一括 1,260,000	252万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内		
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活資金	月額 105,000	離職した日の翌日から1年以内		5年以内		
	住宅資金	母子家庭の母	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6か月	6年以内	保証人有：無利子
	父子家庭の父	特別は7年以内					保証人無：年1.0%	
	寡婦							
	転宅資金	母子家庭の母	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人有：無利子
	父子家庭の父	保証人無：年1.0%						
寡婦								

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支度 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない児 童 寡婦が扶養する 子	就学、修業するために必要 な被服等の購入に必要な 資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立(自 宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自 宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自 宅)410,000 (自宅外)420,000 私立(自 宅)580,000 (自宅外)590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者 (自 宅) 150,000 (自宅外) 160,000 ※高等学校卒業 者 (自 宅) 272,000 (自宅外) 282,000		6 か月	20 年 以内 専 修 学 校 (一 般 課 程)、就 業 施 設 修 業 5 年 以 内	修学資 金と同 様
結 婚 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家 庭の父が扶養する児童、 寡婦が扶養する 20 歳以 上の子の婚姻に際し、必要 な資金	320,000		6 か月	5 年 以内	保証人 有： 無利子 保 証 人 無：年 1.0%	

融資の 名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で条例で定める率 〔措置期間は無利子〕	3年 〔特別の事情がある場合は5年〕	10年 〔措置期間を含む〕	半年賦 年賦 月賦	
② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円					
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等										
災害復興住宅融資	<p>1 融資対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の（１）から（４）の全てにあてはまる方 （１）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 （２）ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方 （３）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 <table border="1" data-bbox="343 459 1292 526"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>（４）日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</p>					年 収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下
	年 収	400万円未満	400万円以上								
	総返済負担率基準	30%以下	35%以下								
	<p>2 融資条件</p> <table border="1" data-bbox="223 593 1444 660"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建設</th> <th>新築住宅購入</th> <th>リ・ユース (中古)住宅購入</th> <th>補修</th> </tr> </thead> </table>					区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース (中古)住宅購入	補修	
	区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース (中古)住宅購入	補修						
	融資対策	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること								
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	/					
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/					
		その他	/	/	機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/					
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金740万円 整地資金450万円 引方移転資金450万円					
		特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円						
	返済期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内					
		据置期間	3年以内				1年以内 (返済期間に含む)				
	融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45%								
			特例加算額 年1.35%								
補修の場合		年0.45%									
(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)											
受付期間	り災日から2年間										

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 （災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等よる通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。）
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 （ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）
	償還期間	15年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.60～1.20%（R6.10.21現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期限	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利息	法発動の都度設定
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	以下のアとイのいずれか低い額 ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期限	①15年(うち据置3年)以内 ②25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.60~1.20%(R6.10.21現在)
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(水産施設(災害復旧)))	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船1,000万円 その他施設300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	0.16~0.20%(R3.8.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業基盤整備資金(造林(災害(復旧造林)))	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 30年以内(20年以内の据置期間含む) 0.65～1.30%(R6.10.1現在) ※貸付区分等により異なる
林業基盤整備資金(樹苗養成施設(災害(樹苗養成)))	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内(5年以内の据置期間含む) 0.65～1.15%(R6.10.1現在)
林業基盤整備資金(林道(災害復旧))	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額) 20年以内(3年以内の据置期間含む) 0.65～1.30%(R6.10.1現在)
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 15年以内(3年以内の据置期間含む) 0.65～1.30%(R6.10.1現在)
農林漁業施設資金(共同利用施設(災害復旧))	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 20年以内(3年以内の据置期間含む) 0.60～1.20%(R6.10.21現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備 考
北洋銀行 北海道銀行 三菱UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資幹旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資幹旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し幹旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件 						
	融 資 対 象	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの 					
	資 金 使 途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融 資 金 額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）					
	融 資 利 率	<table border="1"> <tr> <td>[固定金利]</td> <td>[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.0%</td> <td>年1.0%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.2%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.0%	年1.0%	10年以内 年1.2%
[固定金利]	[変動金利]						
5年以内 年1.0%	年1.0%						
10年以内 年1.2%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担 保 ・ 償 還 方 法	取扱金融機関の定めによる						
信 用 保 証	北海道信用保証協会の保証						

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉 資金	区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方（ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方） 		<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者） ・前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方 ・前年の総収入が150万円以上の方 	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金用途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費		医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、一般生活費	
	融資金額	120万円以内		100万円以内	
	融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%		年0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる		北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

	内容・資格・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯①に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯②に該当)</th> <th>長期遊離 (支給対象世帯③に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期遊離 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期遊離 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

様式

第3章—様式1 気象通報受理簿

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	グループ長	係 長	係	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災無線 連絡 その他（ ）		
発信者				受信者	印		
予警報の 種 類				発表時刻	時 分		
受 理 事 項	発表機関						

処 理 方 法	-----						

第5章—様式1 被害状況報告

(北海道災害情報等報告取扱要領 別表1)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在		
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	振興局名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所	
	うち災害関連死者	人				海岸	箇所	
	行方不明	人				砂防設備	箇所	
	重症	人				地すべり	箇所	
	軽症	人				急傾斜地	箇所	
計	人	道路	箇所					
			橋梁			箇所		
			小計		箇所			
②住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所	
		世帯				道路	箇所	
	人		橋梁	箇所				
	半壊	棟		小計	箇所			
		世帯		港湾	箇所			
	人		漁港	箇所				
	一部破損	棟		下水道	箇所			
		世帯		公園	箇所			
	人		崖くずれ	箇所				
	床上浸水	棟		計	箇所			
世帯								
床下浸水	棟		⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	世帯			破損	隻			
人		計		隻				
棟		漁港施設		箇所				
世帯		共同利用施設		箇所				
人		その他施設		箇所				
計		漁具(網)		件				
		水産製品	件					
		その他	件					
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	計				
		その他	棟					
	半壊	公共建物	棟	⑦林業被害	道有林	林地	箇所	
		その他	棟			治山施設	箇所	
	公共建物	棟	林地			箇所		
	その他	棟	林産物			箇所		
	計	公共建物	棟			その他	箇所	
		その他	棟		小計	箇所		
					一般民有林	林地	箇所	
				治山施設	箇所			
			林地	箇所				
			林産物	箇所				
			その他	箇所				
			小計	箇所				
			計	箇所				
④農業被害	農地	田	流出・埋没	ha				
			浸冠水	ha				
		畑	流出・埋没	ha				
			浸冠水	ha				
	農作物	田	ha					
		畑	ha					
	農業用施設	箇所						
	共同利用施設	箇所						
	営農施設	箇所						
	畜産被害	箇所						
その他	箇所							
計								

項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	
火 葬 場	計	箇所		鉄道施設		箇所		
		箇所		被害船舶(鯨除く)		隻		
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸		—
	その他	件		電 話		回線		—
	計	件		電 気		戸		—
⑩ 公立学校施設被害	小学校	箇所		ガ ス		戸		—
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所		
	高 校	箇所		都市施設		箇所		
	其他文教施設	箇所		被害総額		—		
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建 物	件			
り災世帯数	世帯			危険物	件			
り災者数	人			その他	件			
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人				
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局)							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 ・ 避難情報の発令状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか								

第5章—様式2 公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）

別表 第1号様式

従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 ㊟												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">従事すべき業務</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき期間</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき日時</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												

別表 第2号様式

保 管 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 ㊟																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; padding: 2px;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%; padding: 2px;">数量</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">保管すべき期間</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																									
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																										

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 第 71 条 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり 管理 使用する。 第 78 条第 1 項 収用 年 月 日 処分権者 氏名 ㊟																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 第 71 条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に 第 78 条第 1 項 かかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 ㊟		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 令 書
	住 所 氏 名
第 71 条 災害対策基本法	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に 第 78 条第 1 項
かかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
	処分権者 氏名 ㊟

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	
	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日交付	
	剣淵町長 ㊟
	交付責任者 ㊟

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

第5章一様式3 避難所収容台帳

〔避難所名： _____〕

開設月日	収容人員	事 項	物品使用状況		管 理 責任者	備 考
			品 名	数 量		

- 注) 1. 「収容人員」は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「事項」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設日ごとに使用した品名・数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」に記入すること。

第5章一様式4 避難所設置及び収容状況集計表

避難所の名称	種別	開設期間	実 人員	延 人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
計	既存建物							
	野外仮設							

- 注) 1. 「種別」は、既存建物、野外仮設別に記入すること。
 2. 「実人員」は収容台帳の「収容人員」欄の最高値を、「延人員」は開設日ごとの合計値を記入すること。
 3. 「物品使用状況」は、開設日ごとに使用した品名・数量を記入すること。
 4. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」に記入すること。

第5章—様式6 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		北海道公安委員会	印
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
活動地域			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名又は名称		
有効期限			
備考			

備考 用紙は日本産業規格A4とする。

第5章—様式7 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

剣淵町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校	高等学校
	全 壊（焼）													
流 失														
半 壊（焼）														
床上（下）浸水														

第5章—様式10 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 2 流失 3 半壊(焼) 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人
--------------	---	-------------------------	---

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

注) リ災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月とすること。

第5章—様式11 物資の給与状況

年 月 日 時 現在

剣淵町

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎となっ た世帯構成 人員 (人)	給与 月日	物資給与の品目、数量				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊等	世帯							
	半壊等	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者 氏名 _____

印

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

第5章—様式12 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先	Tel				Fax		
災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所	(住所) (座標)							
	災害発生状況・措置状況								
希望する活動内容	情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他 ()								
離着陸場の状況	離着陸場名								
	警戒隊呼出名称								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)							
傷病者搬送先病院						救急自動車呼出名称			
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他 ()							
	航空機活動	有 ・ 無							
指揮本部連絡方法	(無線呼出名称)				(電話番号)				
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

第5章—様式13 救急患者の緊急搬送情報伝達票

(第 報)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請日時	令和	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	電話	FAX				
担当課・職・氏名	職名	氏名				
2 依頼病院名	電話					
所在地	FAX					
担当医師名・科名	科	担当課・氏名				
3 受入病院名	電話					
所在地	FAX					
担当医師名・科名	科	直通内線番号				
受入病院の了承：	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住所	感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
病名	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日					
経過	血圧： mmHg		脈拍： 回/分			
	呼吸： 回/分		体温： °C			
	意識レベル(JCS)：					
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 () (主な理由：)					
気圧変化	<input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 影響あり					
5 受け入れ病院選定理由 (①、②のいずれか記載)	<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：) <input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他	
医師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医 (理由：)	
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄：	
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()						
7 運航上の必要事項 (機内に積載する医療資機材等)						
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上(サイズ： × cm)	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ： W ×L ×H cm	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ： W ×L ×H cm	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他 ()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：				メモ	
	受入病院：					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

第5章一様式14 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊災害派遣要請要求書

第 号
年 月 日

北海道知事 様
(上川総合振興局長)

剣淵町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、下記のとおり、災害の状況及び派遣を要請する事由により自衛隊の災害派遣要請を要求いたします。

記

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を必要とする期間

年 月 日 時 ～ 年 月 日 時

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

区域 (区域図別紙)

活動内容

(4) 派遣部隊が展開できる場所 (場所図別紙)

(5) その他参考となる事項 (作業用資材、宿舍の準備状況、現地の連絡責任者等)

連絡責任者 市町村名 _____
職名 _____ 氏名 _____
電話番号 _____ (_____ 課 _____ 係)

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記載のこと。

第5章一様式15 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊災害派遣撤収要請要求書

第 号
年 月 日

北海道知事様
(上川総合振興局長)

剣淵町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求について

年 月 日付け 第 号をもって要請を要求した自衛隊の災害派遣につきましては、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請を要求します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請依頼日時 年 月 日 時

(課 係)

劍淵町地域防災計画

＝資料編＝

(令和7年度改訂版)

平成21年10月

令和5年3月改訂

令和8年3月改訂

劍淵町防災会議

事務局 劍淵町総務課